

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	いの町

いの町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業経済課
所 在 地 高知県吾川郡いの町 1 7 0 0 - 1
電 話 番 号 0 8 8 - 8 9 3 - 1 1 1 5
F A X 番 号 0 8 8 - 8 9 3 - 1 4 4 0
メールアドレス sankei@town.ino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、カワウ、サギ類（アオサギ、ゴイサギ等）、ノウサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県吾川郡いの町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
①イノシシ	稲	273	1,847
	芋類	364	408
	野菜・山菜	31	16
	果樹	71	90
②ニホンジカ	稲	3	9
	野菜・山菜	15	50
	果樹	77	55
	造林木	868	2,363
③ニホンザル	稲	56	113
	芋類	89	68
	野菜・山菜	161	98
	果樹	302	385
④カラス類	果樹・野菜	57	84
⑤ハクビシン	野菜・山菜	37	17
	果樹	643	314
⑥アナグマ	野菜・山菜	279	350
⑦タヌキ	野菜・山菜	327	414
⑧カワウ	アユ・アメゴ	—	6,000
⑨サギ類	アユ・アメゴ・ <u>稲</u>	—	3,600
⑩ノウサギ	野菜・山菜	30	289
	果樹	10	15
	造林木	—	—

※被害面積についてはいの町鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成16年10月いの町規則第113号）に規定する鳥獣捕獲許可申請書に記載された数値及び聞き取りを行った合計値。

※カワウ・サギ類については河川一体となっているため被害面積は記載しない。

※カワウ・サギ類については被害金額は仁淀川漁協組合に算定してもらい数値

を入力。

※ノウサギの造林木については、被害は発生しているものの数値把握がなされていない。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

被害については、年間を通じて発生しており、主に3～5月かけてタケノコの食害、7～10月頃にかけて水稻・芋類への被害が多い。また、餌であるミミズ等を捕食するため畑や土手を掘り起こす被害も発生している。道路や石垣を崩す被害も出ている。

②ニホンジカ

主に造林木（スギ、ヒノキ）が被害を受けている。特に本川の桑瀬地区が多く、その他にも吾北の上八川地区、伊野の勝賀瀬地区等で被害が発生している。

③ニホンザル

被害については、年間を通じて発生しており、被害区域はいの町全域である。特に山間・中山間部での被害が多いが、伊野地区でも目撃情報が寄せられている。

④カラス類

町内全域で被害が起こっており特に伊野の池ノ内地区での被害が多い。夏から秋にかけてスイカやナシ等の果物が被害を受けている。

⑤ハクビシン

町内全域、特に伊野地区での被害が多い。被害作物は果樹が多く、ブドウ等の果物が被害を受けている。
他の鳥獣被害と比較して市街地での被害が多く見受けられる。

⑥アナグマ

類似のハクビシンほどではないが町内全域で被害が見受けられる。被害作物としては露地野菜が多い。

⑦タヌキ

町内全域で被害が見られる。農林水産物被害より糞などによる市街地での被害が多い。

⑧カワウ

主に仁淀川流域のアユや吉野川流域のアメゴが被害を受けている。1羽あたり1日に500g程度捕食するというデータもあり被害は深刻である。

⑨サギ類

カワウ同様、主にアユ等が被害を受けている。田へ侵入し稲を踏み倒す被害が発生している。

⑩ノウサギ

野菜・山菜や果樹・造林木が被害を受けている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
	被害金額（千円）	
イノシシ	2,361	1,721
ニホンジカ	2,477	1,806
ニホンザル	664	484
カラス類	84	61
ハクビシン	331	241
アナグマ	350	255
タヌキ	414	302
カワウ	6,000	4,374
サギ類	3,600	2,624
ノウサギ	304	222
	被害面積（a）	
イノシシ	739	539
ニホンジカ	963	702
ニホンザル	608	443
カラス類	57	42
ハクビシン	680	496
アナグマ	279	203
タヌキ	327	238
カワウ	—	—
サギ類	—	—
ノウサギ	40	29

※軽減目標は令和4年度の数値を基準とし、令和6年度は令和4年度の10%減、令和7年度は令和6年度の10%減、令和8年度は令和7年度の10%減を目指す（令和5年度は確定値がないため、直近の確定値のある令和4年度の数値を基準とする。）。

※カワウ・サギ類については河川一体の面積となっているため記載しない。

※カワウ・サギ類については被害金額は仁淀川漁協組合に算定してもらい数値を入力。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	以前より捕獲体制が構築されているため、被害地域に応じてそれぞれの捕獲班が捕獲を行っている。また町独自の対策として、町内の猟友会と委託契約を締結し、年間140日以上 の巡視と被害があった場合の捕獲対応を依頼している。 その他にも狩猟免許取得に係る受験料を町が補助し、免許取得を推進することで捕獲者の確保、促進を行っている。	猟友会会員の高齢化に加え会員が減少しており、被害箇所が広範囲になることから、捕獲者が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	町独自の対策として、鳥獣被害緊急対策事業の一環で、電気柵・トタン等の防護柵設置者に対し資材費の半額補助（上限50,000円、認定農業者については追加補助あり）を行っている。 再造林した箇所への鳥獣害防止施設等整備への補助（高知県造林事業標準単価の10%以内。ただし、国及び県からの補助率が90%の場合に適用。それ以外は高知県造林事業標準単価の22%以内。）を行っている。 また、鳥獣害防止ネットの維持管理費用として、年一回以上巡視を行った場合、その費用に対し補助(20円/m)を行っている。	電気柵の設置によるイノシシの防除については効果が出ているが、サルについては対処にコストがかかるため、費用対効果といった側面から防護柵の設置があまり進んでいない。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去や鳥獣の習性を農業者等に教示し、鳥獣被害を未然に防ぐための指導を行っている。 生息状況確認のため、林業事業者にセンサーカメラ（5台保有）を貸し出している。	放任果樹の除去が高齢化の影響や費用もかかるために除去が進んでいない。

(5) 今後の取組方針

当町における農林水産物への被害は主にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、カワウ、サギ類、ノウサギを要因としたものであり、近年は捕獲と防除の両面から対策を行っている。しかし、銃器を使用して捕獲を行うサルやカラス類、ニホンジカについては多くの人員や出動回数の確保が必要になること、また防除に関するコストが高いことから、その対策に苦慮しているのが現状である。そのため今後は鳥獣被害対策実施隊員を中心に捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行うとともに、猟友会と連携した捕獲者の確保を図るものとする。さらには狩猟免許取得や防護柵購入に係る補助制度についても広報等で周知することで対策を進めていく。 また、令和6年度より狩猟期間中に捕獲したイノシシについても捕獲報償金の対象（※要件あり）とし、捕獲の推進を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・鳥獣被害対策実施隊 ・いの地区猟友会	農林水産業者等から依頼があった場合、鳥獣被害対策実施隊や各地区で結成された捕獲班に有害鳥獣捕獲許可証を交付し捕獲を行う。また鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。 なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については9（3）のとおり。
--	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員である各地区猟友会と連携し、捕獲隊の整備を行い体制を充実させていく。 また町独自としては狩猟免許取得に係る補助を行うことで捕獲者の確保、また農林水産業等への従事者の自衛手段の方法を確立する。
7	カラス類 ハクビシン アナグマ	
8	タヌキ カワウ サギ類 ノウサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① イノシシ	近年の捕獲頭数は流動的であったが令和4年度が突出していた。捕獲頭数は3ヶ年平均の730頭を見込む(R2:702頭、R3:626頭、R4:856頭)。
② ニホンジカ	捕獲頭数は増加傾向にあり、捕獲頭数は3ヶ年平均の170頭を見込む(R2:140頭、R3:191頭、R4:181頭)。
③ ニホンザル	捕獲頭数は増加傾向にあり、捕獲頭数は3ヶ年平均の200頭を見込む(R2:173頭、R3:189頭、R4:230頭)。
④ カラス類	捕獲羽数は流動的であるが、農作物への被害は減少傾向にはない。捕獲羽数は3ヶ年平均の540羽を見込む(R2:686羽、R3:386羽、R4:535羽)。
⑤ ハクビシン	捕獲頭数は流動的であるが、被害情報もあることから令和4年度の数値を参考に100頭を見込む(R2:101頭、R3:55頭、R4:102頭)。
⑥ アナグマ	捕獲頭数は流動的である。3ヶ年平均の50頭を見込む(R2:55頭、R3:34頭、R4:46頭)。
⑦ タヌキ	令和4年度より報償金の対象として追加されたため、令和4年度の数値を参考に110頭を見込む(R4:108頭)。
⑧ カワウ	捕獲頭数は流動的である。令和3年、4年の数値を参考に490羽を見込む(R2:265羽、R3:431羽、R4:550羽)。
⑨ サギ類	捕獲頭数は流動的である。3ヶ年平均の260羽を見込む(R2:219羽、R3:314羽、R4:234羽)。
⑩ ノウサギ	野菜・山菜や果樹・造林木の食害が発生している。被害の詳細・捕獲羽数については詳細データがないことから、アナグマと同等の50羽を見込む。

※⑧カワウ、⑨サギ類の捕獲数は暦年の数字。仁淀川漁業協同組合提供のデータのため日高村の数値を含む。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	730	730	730
ニホンジカ	170	170	170
ニホンザル	200	200	200
カラス類	540	540	540
ハクビシン	100	100	100
アナグマ	50	50	50
タヌキ	110	110	110
カワウ	490	490	490
サギ類	260	260	260
ノウサギ	50	50	50

捕獲等の取組内容
くくりわな、箱わな、銃猟等による捕獲

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
いの町	対象鳥獣については、既に県から権限が委譲されている

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 ハクビシン アナグマ タヌキ サギ類 ノウサギ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等を各個人が必要に応じて設置		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 ハクビシン アナグマ タヌキ サギ類 ノウサギ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等の管理状況をアンケートにより把握		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

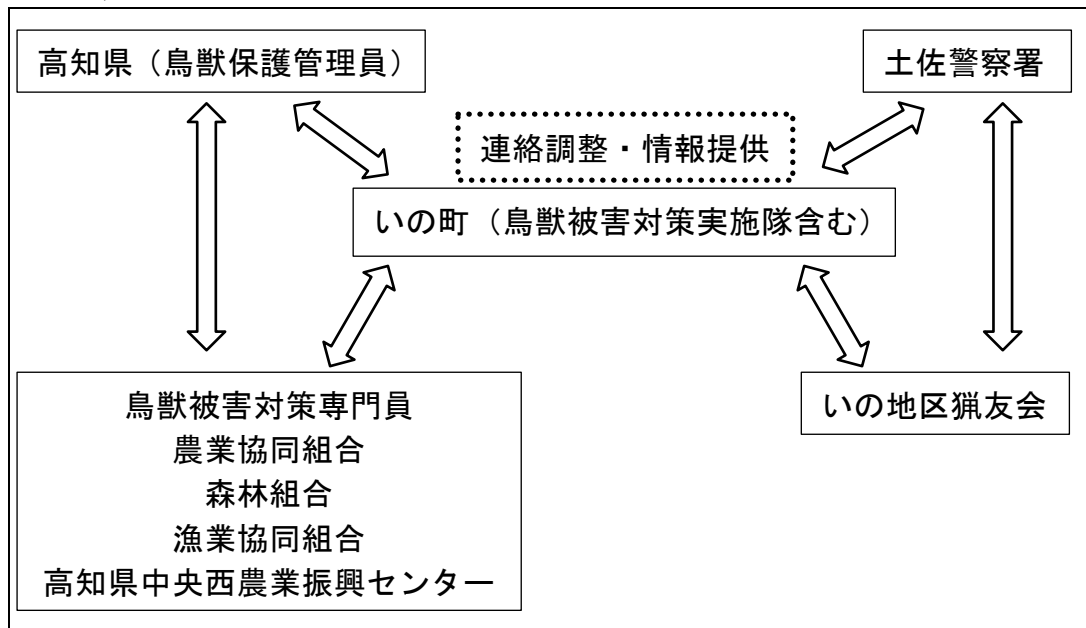
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	猟友会及び関係機関と協力し、農林水産業者に対し被害防止に関する知識の普及を図る。
令和7年	カラス類 ハクビシン アナグマ	
令和8年	タヌキ カワウ サギ類 ノウサギ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
いの町産業経済課	主に伊野地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町吾北総合支所産業課	主に吾北地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町本川総合支所産業建設課	主に本川地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町森林政策課	森林被害の情報収集と提供、関係機関との連携。
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
高知県農業協同組合	いの町における農業被害の情報提供。 農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連の情報提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動。
高知県中央西農業振興センター	いの町における農業被害の情報提供。 農業従事者への被害対策の周知や営農指導。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は捕獲者各自で埋設、または食用として利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員を中心に利用方法を検討する

(2) 処理加工施設の取組

いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員を中心に取組を検討する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員を中心に取組を検討する

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	いの町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
いの町産業経済課	主に伊野地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町吾北総合支所産業課	主に吾北地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町本川総合支所産業建設課	主に本川地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町森林政策課	森林被害の情報収集と提供、関係機関との連携。
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
高知県農業協同組合	農業被害の情報提供。 農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連の情報提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動。

高知県中央西農業振興センター	いの町における農業被害の情報提供。 農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
----------------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する情報 交換及び技術的指導。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲に関する情報提供。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策 の技術的指導及び普及活動。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年9月1日 任期：1年（ただし再任は妨げない） 構成：町職員5名（うち対象鳥獣捕獲員1名）※令和5年4月現在 実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、広 報、啓発等 事務局：いの町産業経済課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
